

新見市教育委員会 10月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和3年10月13日（水） 午後4時00分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理人	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	小 林 保
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	名 越 伸 明
教育総務課庶務係長	真 壁 恒 子

6 記 録

午後4時00分 着 席

(令和3年10月13日（水）午後4時00分から午後4時27分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会 9 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 6 件、協議・報告 6 件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。

「協第 10 号」の説明をお願いします。

6 議 事

協第 10 号 新見市新見文化交流館の指定管理者制度の導入について

名越課長 協第 10 号 新見市新見文化交流館の指定管理者制度の導入について、別紙のとおりご提案いたしますので、ご協議をお願いいたします。概要をご覧ください。新見市新見文化交流館は、地域住民の芸術文化の振興を図ることを目的に平成 11 年に設置された施設です。このたび、設置目的の効果的な達成やサービスの質の向上を図り、専門的な民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者制度を導入し、新たに管理者を募集するものです。施設は、新見市新見文化交流館、次のページに図面を付けております。破線で囲んでいる部分が指定管理の範囲です。次のページをめくっていただきますと、2 階、3 階となっています。2 階部分では、ふれあい広場という噴水の部分まで含めて管理をお願いしたいと考えております。指定管理の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間としたいと思います。指定管理料は、過去の直営管理をしている部分を踏まえて算定しまして、6,500 万円を上限として提案したいと考えております。募集の期間は、令和 3 年 10 月 26 日から 11 月 15 日まで、募集の説明会は、11 月 11 日 10 時から 12 時を予定しております。申請の受け付けは、令和 3 年 11 月 16 日から 26 日までと考え

ております。指定管理の内容につきましては、現在、芸術文化振興・普及に関する業務、具体的に申し上げますと、公演等の鑑賞事業、普及事業、ワークショップや講演会、市内の芸術団体の育成事業、主催事業等を考えております。それと、施設の管理業務、施設貸館についての受付・案内・収納業務をお願いしたいと考えています。今後は、公募しまして、申し込みの業者を選定委員会により選定しました後、教育委員会及び議会の審議を経て、決定となる予定です。ご協議をお願いします。

正村教育長

入り口について言わなくてもいいでしょうか。

小林部長

指定管理者制度を導入するにあたって、施設が独立管理できなければならないという考え方を持っております。現在の小ホールの前面に小さなドアがついておりますが、これからその部分の改修工事をおこない、自動ドア等を設置して、図書館とは個別管理をさせたいと考えております。今回の募集にあたっては、事業者は全国公募を考えておりますので、全国の中で文化施設の運営に長けた法人に管理をお願いしていけばと考えております。

正村教育長

付け加えですが、図書館は直営をします。そのために入り口を分ける必要がありますので、工事をさせていただくことになるという説明です。

今の説明につきまして、委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者

独立をさせるということは、図書館のほうから小ホールへ回っていますが、そこを閉鎖させるということでしょうか。

小林部長

閉鎖はしません。閉鎖はしませんが、小ホール側の入り口が使えるということにしますので、図書館が休みでも行事をしようと思えばできるというイメージです。

松井職務代理者

わかりました。閉鎖をすると、小ホールの利用者がトイレに困ると思いましたので、お尋ねしました。

小林部長

特に夜間の利用で、図書館は閉まりますが、文化交流館は夜10時まで動きますので、そのあたりのズレを解消するとすれば、やはり入り口を分けないとできないということです。今回の管理者制度の導入の大きな目的は、文化芸術の振興という部分は専門的な知識が必要となります。職員でそれを安定的に確保するのは難しいので、専門の方に面倒を見ていただくほうが、市全体の文化レベルを上げるには良い

だろうと判断をしたというところです。

正村教育長

外にありますでしょうか。

長谷川委員

駐車場は、市の管理でしょうか。

小林部長

駐車場については、図書館と共用の部分が多いので、市で直営管理を続けていこうと思っております。両施設と協議をしながら、行事等の場合には、譲り合って使っていただくように仲立ちをやっていこうと考えています。

正村教育長

催し物があったときは、図書館を利用したいときにスペースが無いということがありましたので、連携を取りながら、催し物があっても図書館用に確保していきたいと思っております。

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、協第10号は承認とします。

以上で議事を終了します。

ここで、前会保留になっていました「評価報告書」について、書面による表決をお願いしたところですが、皆さんからのお返事をいただきまして、全員承認ということになりましたのでご報告をさせていただきます。ありがとうございました。

7 閉 会

正村教育長

10月定例教育委員会をこれで閉会します。

長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後4時27分)